

公 告

令和8年7月17日

航空自衛隊
入間基地司令

入間航空祭において売店を設置及び経営を行う業者の募集について

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する防衛省航空自衛隊入間基地において、令和8年11月3日（火）に行われる入間航空祭に売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 代表者（応募者本人）又は当日の販売責任者が、基地で行う調整会議等に容易に参加できる者であること。
- (10) 募集要項に記載された内容及び(9)で示した調整会議等において、官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。

- (11) 飲食の提供をする業者について、キッチンカーによる出店の場合は「自動車による営業」の、テントによる出店の場合は「特定の食品」についての埼玉県内における営業の許可をそれぞれ受けている者であること。

※ 上記の項目を満たしている場合でも過去に入間基地で行われた同種の行事において、官側の注意、指示等に従わなかった業者等は、応募を断る場合がある。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置場所及び期日

(1) 場所

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空自衛隊入間基地内航空祭会場

(2) 期日

令和8年11月3日（火）営業時間は別示する。

ただし、荒天の場合は中止となる。自衛隊の任務に関連して、開催しがたい状況が発生した際には中止となる場合がある。

4 募集内容

募集要項による。

5 問い合わせ先

〒350-1394

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地

航空自衛隊入間基地 航空祭売店担当 鳴海、唐澤

TEL 04-2953-6131（内線2782）